

洪水時の避難確保計画

多機能型事業所 Glee I

2026年 2月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10名	昼間 5名	休日 10名	休日 5名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、近隣で安全が確保できる場所を選定する。

例えば、鉄筋コンクリート構造の建物等で身の安全を守ることができる場所。

※「市指定の緊急避難場所」を避難先とする場合は、「浜松市防災マップ」で確認ができます。

「浜松市防災マップ」

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/>

「市指定の緊急避難場所」

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/disaster/bousai/hinankoudoukeikaku/kinkyuu.html>

避難経路図



施設所在地	静岡県浜松市浜名区横須賀684-1
避難場所	浜名区横須賀800

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 大雨・洪水警報発表 ➤ 天竜川の水位が氾濫注意水位に達した場合	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 浜名地区に高齢者等避難の発表 ➤ 天竜川の水位が避難判断水位に達した場合	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 浜名地区に避難指示の発令 ➤ 天竜川の水位が氾濫危険水位に達した場合	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※1) 表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※2) 国及び市が出す情報のみでなく、今後の雨の降り方や周囲の浸水状況、避難にかかる時間等を総合的に判断し、命を守る行動をとるものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➤ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット ➤ 静岡県土木総合防災情報 SIPOS-RADAR (サイポス) (http://sipos.pref.shizuoka.jp/) ➤ 気象庁HPの防災情報のサイト (指定河川洪水予報) (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
高齢者等避難 避難指示	防災行政無線 (同報系) テレビ・ラジオ 広報車 電子メール (浜松市防災ホッとメール) 浜松市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ➤ 浜松市HP (http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 浜松市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	北浜小学校	300m	徒歩
屋内安全確保	施設の2階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧	
備 蓄 品	
情報収集・伝達	ラジオ1器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話2台、拡声器1台、懐中電灯3台、乾電池20個
屋内安全確保	水7日分、食料7日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚
そのほか	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年5月に全従業員及び利用者を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。